

審査基準

令和4年2月1日作成

法令名：警備業法
根拠条項：第42条第2項
処分の概要：機械警備業務管理者資格者証の交付
原権者：岐阜県公安委員会
法令の定め： 警備業法第42条第3項において準用する第22条第4項及び第7項並びに第3条第1号から第6号まで（機械警備業務管理者の要件） 警備業法施行規則第63条において準用する第42条（機械警備業務管理者資格者証の交付の申請） 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第14条（警備業法第42条第2項第2号の公安委員会の認定基準）
審査基準： 警備業法第42条第2項各号のいずれかに該当する者であり、かつ、同条第3項において準用する第22条第4項各号のいずれにも該当しない者であるときは、機械警備業務管理者資格者証を交付する。 このうち、同法第42条第2項第2号の認定の基準は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第14条に規定されているが、同条第1号の「機械警備業務の管理について十分な能力を有する」とは、実際に警備業務用機械装置の運用の監督、指令業務の統制等機械警備業務の管理に関する業務に従事した経験が相当にあり、かつ、機械警備業務管理者としてふさわしい高度な判断能力を有すること等をいう。
標準処理期間：30日
申請先：申請者の住所地を所轄する警察署の生活安全課
問合せ先：岐阜県警察本部生活安全全部生活安全総務課営業係（電話058-271-2424） 申請者の住所地を所轄する警察署の生活安全課
備考：